

令和2年第5回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和2年6月18日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
4番	内 田 清 文 君	5番	泉 美和子 君
6番	森 元 淑 雄 君	7番	高 山 茂 雄 君
8番	細 井 邦 男 君	9番	熊 谷 良 夫 君
10番	伊 藤 福 章 君	11番	鈴 木 良 勝 君
12番	村 田 薫 君	13番	藤 原 政 春 君
14番	深 澤 均 君	15番	熊 谷 隆 一 君
16番	澁 谷 俊 二 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	奥 山 智 佳 等 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 推 進 監	木 村 光 紀 君	教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 寿 人 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
上 席 主 査	佐々木 直 樹		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、4名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇村田 薫 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、12番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（12番 村田 薫君 登壇）

○12番（村田 薫君） おはようございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項の1つ目、新型コロナウイルス感染への支援は十分か。

3月に入りましてから毎日トップ記事で報道されているのが新型コロナウイルス感染についてです。感染された方々にはお見舞いと、亡くなられた方々にはご冥福をお祈り申し上げます。

当町では早々と対策本部を設置し、町民や事業者を対象に様々な制度を創設し、支援しておりますが、具体的な支援策についてお伺いいたします。

今回の定例会で町長の招集挨拶でも述べておられましたが、1つ目としては実施されていないものを除きまして各支援制度の進捗とこれまでの実績について伺います。

質問の2つ目ですが、新型コロナウイルスは第2波、第3波が来ると言われていますが、このときの支援策を考えているのか、この2点についてお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、制度ではありませんが、町民へのマスク等物資支援の6月16日現在の状況をお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が全国に拡大したために、マスクが入手困難になっておりましたので、町では寄贈を受けたマスクやフェイスシート、そして町備蓄品の一部を、特に体調管理が必要な方々などにお届けしております。妊娠中の方、身体障害者手帳をお持ちの透析など腎疾患の方、呼吸器疾患の方及び重度心身障がい児の保護者、計116人に対して制菌加工の布製マスク2枚、不織布マスク20枚、フェイスシート2枚を配付しております。また、町内の小中学生にはフェイスシート4枚を配付したほか、認定こども園の2歳児以上の園児に子ども用布マスク2枚とフェイスシート2枚を配付しております。また、町内の12医療機関には不織布マスク150枚ずつを配付しております。

次に、ご質問の各種支援制度の状況ですが、国の特別定額給付金事業については、6月16日現在で給付金額19億260万円、世帯換算で給付率98.6%、6,537世帯に給付しております。

子育て世帯への給付金については、6月3日、国の臨時特別給付金を1,758人に、町の子育て世帯応援給付金を1,732人に給付しております。

地域応援商品券・地域応援食事券については、不在者など一部の方を除き、6月13日までに一斉配達を終えております。6月16日現在の状況ですが、配達済みが6,082世帯、不在のため再配達中が412世帯、宛先に住民がおらず町に返戻されたものが13世帯となっております。

道の駅美郷・美郷屋休業に伴う事業継続応援金については、6月16日現在で91人に174万7,500円を給付しております。

事業継続支援金については、6月16日現在で234件4,680万円の給付を決定しております。

資金については、6月16日現在で中小企業振興資金が16件1億5,680万円、小口零細企業振興資金が11件3,800万円、秋田県経営安定資金（危機関連枠）が14件3億1,800万円の融資実績となっております。

固定資産税の減免状況については、6月16日現在の事業者からの申請が37件、収入減額世帯に属する方からの申請が2件となっております。

県外大学生等応援事業については、6月16日現在で98人から申請をいただいております、希望するセットを発送しております。

次に、新型コロナウイルスの第2波、第3波への支援策についてですが、第2波の影響がどういふ状況になるか見通しが難しいため、まずは感染拡大防止に必要な物資備蓄に努めておりま

す。具体的には、避難所で使用する非接触型体温計や備蓄として必要な消毒液及びマスク、防護服、グローブ、フェイスシールドなどについて、想定される必要分を確保しております。また、本定例会で提案している補正予算案には感染予防に係る間仕切り購入費を計上しているところで

す。
また、今後しばらく新型コロナウイルスへの対応が各公共施設で必要となる前提で、備蓄ではなく通常利用の消毒液など消耗品について追加で準備したく、しかるべき時期に臨時議会にて関係予算のご審議をお願いしたいと考えております。

いずれ新たな支援策については、国において感染の第2波と言われる状況に際して、その影響等を的確に把握し、必要な支援策を適時・適切に検討、対応してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○12番（村田 薫君） 質問事項の2つ目です。新型コロナウイルス感染が学校や生徒に与えた影響は。

質問の内容は、新型コロナウイルス感染拡大防止が町立学校や生徒に与えた影響はかなり深刻であると思われまます。この影響を補うための考えについてお伺いいたします。

1つ目、町内の小中学生の臨時休校は結構長いと私たち町民は感じていました。実際は何日になったのか。そして、休校中の児童生徒の学習の遅れへの対応について伺います。

2つ目は部活動の練習時間は相当不足していることですが、不足の代替としてレベルアップのため支援策はあるものかお伺いいたします。

3つ目、これ最後になりますけど、奨学資金を現在返還中の者で今回の新型コロナウイルス感染の経済的影響によって返還猶予希望者や返還免除を希望する者に対して、尋ねて各自の希望に対応できないものかについてお伺いいたします。

以上3点ですけれども、よろしくお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1つ目のご質問についてですが、2月末に国及び県から要請されたことによる臨時休業期間については、町教育委員会では3月4日から3月19日までとしました。その後に春季休業期間が4月5日まで続いたため、児童生徒にとっては約1か月にわたる長期の休みとなりましたが、授業

日としての臨時休校は10日となっております。

この臨時休校による学習の遅れについてであります。時期が年度末であったため、小学校では予定していた学習内容をほぼ終えている状況であり、一部の未履修内容についても臨時登校日での対応により、年度内に履修を終えたところです。中学校においても、予定していた学習内容をほぼ年度内に終えており、一部分の未履修内容についても4月の第一週までに対応済みです。

次に、国の緊急事態宣言が出された後に県からの要請を受けまして、町教育委員会は4月23日から5月6日までを臨時休校にしました。この期間は14日間になりますが、その中にゴールデンウィークも含まれており、祝日・休日の8日を除きますと臨時休校の日数は6日となっております。

この4月23日からの臨時休校に対する回復措置としましては、臨時休校とした日数と同じ6日を新たな授業日といたしました。そのうちの1日は6月1日の町内4校の開校記念日を授業日とし、残りの5日については本来の夏季休業期間である7月27日から29日までの3日間と、8月20日と21日の2日間をそれぞれ授業日とすることとしております。そのことについては、各学校の保護者及び関係機関に既にお知らせしたところです。

このような取組によって学習の遅れについては、今後回復できるものと考えております。

2つ目のご質問の中学校の部活動についてですが、新型コロナウイルスの感染症拡大防止によって活動休止となったのは2月29日から5月7日までの期間中において53日間でありました。その間、生徒たちは個人で可能な運動や練習を自宅などで行って体力や技術力などを低下させないよう心がけていたとのことでした。

その部活動の学習指導要領での位置づけですが、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養等に資するものとして学校教育の一環として行われるものであります。

一方、各教科の授業や特別活動などは学習指導要領で教育内容の基準が定められておりますが、それらとは異なって、部活動は各学校や生徒、地域の実態に応じて活動が行われるものとされており、このような位置づけですので、学習活動の場合には臨時休校の回復措置を行います。部活動休止においては回復措置の実施が求められておりません。

次に、ご質問にありました部活動のレベルアップのための支援策についてですが、レベルアップのための支援策については、一般的に1つ目にハード面、つまり物的内容での環境整備があり、2つ目にソフト面、つまり指導スタッフの充実や指導方法の改善などがあり、3つ目に練習試合や講習会、各種大会などへの参加が挙げられます。

この中で、これまでの部活動休止の影響から美郷中学校において、特に必要としているのは3つ目の練習試合や講習会、各種大会などへの参加であります。その点で大曲仙北中学校体育連盟では、中学生の県大会が中止になった中で3年生にとって最後の大会となる郡市総体を一月ほど遅らせて7月11日から13日に実施する計画を発表しております。また、郡外や県外チームとの練習試合を6月20日以降から可能にする指針を公表しています。

一方、吹奏楽部関係では3年生が最後の発表の場となる演奏会の実施も検討しているとのことです。

町教育委員会としましては、このような大会や演奏会の開催、また練習試合への取組などに協力していきたいと考えております。そして、美郷中学校の部活動に対しては、各種大会等に参加する場合のスクールバスや経費面での支援に引き続き取り組んでまいります。

3つ目のご質問の奨学金の返還猶予・返還免除についてですが、奨学金の返還については、大学・専門学校等を卒業した月の1年後から10年以内の期間において奨学金を返還しなければならないと規則により定めており、現在、奨学金を返還中の方は103名おります。

ご質問の奨学金返還の猶予制度であります。この制度は以前から設けられており、例えば経済的事情により今年度は返還できないとの申請が出され、認められますと、その方の奨学金返還期間が10年間から11年間に変更になるものです。

町教育委員会では、このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により奨学金の返還が困難な方がおられるのではないかとの思いから、奨学金を返還中の方に5月27日付で返還猶予希望制度についての通知を改めて発送し、周知を図ったところであります。

なお、現在のところ、支払い猶予の申出や問合せはない状況です。

次に奨学金返還の免除についてであります。奨学金返還の免除ができる場合としては、「奨学金を借りている学生や奨学金を返還中の方が死亡したとき」または「教育委員会が特別の理由があると認めたとき」と町条例で定めております。

そこでの特別な理由についてであります。返還される方が様々な事情により返還することが長期的に困難であり、連帯保証人2人の方もそれぞれが長期的に返還することができない状況にあると認定された場合であります。そのことの審査については、外部有識者も交えた美郷町奨学生選考委員会で審査を行い、認められた場合に限りです。

奨学金返還の免除については、このようになっておりますことにご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）12番、村田 薫君の再質問を許可いたします。

○12番（村田 薫君） 学習面と部活動関係については理解できました。こういうのと一緒に学校行事というのは一緒について来るものと思うんですけど、これについて通告しておりませんが、例えば文化祭とか修学旅行など、そういったものについての考え方を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 教育長、よろしいですか。自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいま再質問にお答えいたします。

関連質問ということでお答えいたします。学校行事の中止延期等の状況についてであります。まず1つは町内の小学校の運動会、5月に予定しておりましたが、これらについては平常日、授業日に保護者の応援等はなしで学校の中で縮小して体育的な競技種目の運動会を校内行事として行っております。それから修学旅行についてであります。小学校は6月に予定しておりましたが、これらについては延期ということで、1つの小学校は10月末に現在実施予定にしております。もう2つの小学校は11月に実施予定ということにしております。それらもその時期に新型コロナ等の影響がない中ではその時期に実施したいということで計画を立てております。

中学校のほうは9月上旬に実施予定であります。現在のところ東京方面のいつも予定ですが、今回は東京方面は避けて日光のほうに、まず旅行会社と協議しながらそちらに変更したいという予定を聞いております。9月の中旬実施できない場合には10月か11月に再度延期をして、その時期では東北3県の中で規模を縮小することも考えながらやれるかどうかというような、一応そういう見通しをもって修学旅行、中学生最後の行事なので延期してでも何とかできないかなということで学校のほうでは保護者と協議していくということを報告を受けております。

それから秋の学習発表会、小学校と中学校の文化祭は、学習発表会についてはいろいろ新型コロナウイルスへの対応をしながら、様々な工夫をして、時にはプログラムの変更もしながら予定実施していく方向でということで現在のところでは報告を受けております。中学校のほうは合唱祭をベースにした文化祭に縮小した形で模様替えをして実施するというようなことで保護者の皆様とも、PTA等とも協議していきたいということで話を聞いております。

学校の主な行事等の状況としては、そのようなことであります。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、12番、村田 薫君の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋君

○議長（澁谷俊二君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。鈴木正洋君、登壇願います。

(3番 鈴木正洋君 登壇)

○3番(鈴木正洋君) 通告に基づき一般質問をいたします。

第1問目は美郷カレッジの開催場所についてですが、美郷カレッジの開催場所を宿泊交流館ワクアスから中央ふれあい館に変えることはできないものか伺います。

宿泊交流館ワクアスがオープンした平成27年に美郷カレッジは始まりました。これまで20回以上開催されていますが、その全てに私は一回も欠席することなく参加しております。いつか表彰状を頂きたいものだと思っておりますが、この美郷カレッジという事業、日本の第一線で活躍する知性に生で触れられる機会があるということは大変に幸せなことだと私は事業を大変意義のあるものだと思っております。しかし、その開催場所に関しては果たしてワクアスが最善の選択なのだろうかという思いを以前から抱いておりました。

理由としては、ワクアスは狭い、ワクアスに行く足がないという2点が挙げられます。ワクアスの多目的室は狭いためソーシャルディスタンスの確保を求められるwithコロナ時代の講演会には不向きであると考えます。また、参加者がメモを取りやすいように机を並べてほしいと思っておりますが、そうした場合スペースの余裕はさらに少なくなります。中央ふれあい館のホールであれば机を並べても60人を収容できます。交通手段がないという不満は六郷地区に住む年配の方から聞きました。美郷カレッジは乗合タクシーが運行されていない土日で開催されるため参加しにくいとのこと。もちろん町内のどこで開催しても全員が徒歩で参加できるようにすることは不可能ですが、できるだけ多くの人が集まりやすい場所はどこかという観点からすれば町の真ん中で人口が集積している六郷にある施設、中央ふれあい館が最善の選択になるかと思えます。

美郷カレッジには町外から足を運ぶ人も一定数いるため、六郷地区で開催することはまちなかエリアへ観光客を流すことにもつながります。

美郷カレッジが始まった頃は「夜なベトーク」と称し、宿泊した講師との交流会もありましたが、最近は行われていません。今となっては宿泊交流館で開催しなければならない理由はないと私は考えます。

以上、美郷カレッジを中央ふれあい館で開催することについてご見解をお伺いいたします。

○議長(澁谷俊二君) 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

(教育長 福田世喜君 登壇)

○教育長(福田世喜君) ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷カレッジは平成27年度から開催しており、今年度で6年目を迎えるところです。これまで

各分野の第一線で活躍している方を講師に迎え、町内外の多数の方から受講していただいております。

最初に、美郷カレッジを宿泊交流館ワクアスで開催している経緯についてご説明いたします。

ワクアスは平成25年度から平成27年度の3か年にわたり、秋田県と美郷町による未来づくり協働プログラム事業の交付金を財源として整備いたしました。この事業では町の交流人口の増加や滞在型交流の充実強化に資する施設の整備を目的としております。そして、ワクアス完成後はワクアスの活用状況について年度ごとに評価しながら、事業目標の達成を目指して取り組んできているところです。このようなことから、各種講演会や合宿誘致等の集客事業の実施が求められており、その一つとして美郷カレッジをワクアスなどで開催しております。

その美郷カレッジを中央ふれあい館で開催することについては、さきの新型コロナウイルスの感染拡大により、当初6月から開催予定の美郷カレッジを9月からの開催に延期しました。そしてご指摘のとおりワクアスではソーシャルディスタンスの確保が難しいことから、今年度の会場をワクアス以外にすると決めたところです。

その会場の選定に当たっては「3つの密」を避け、受講者同士の十分なスペースを確保することや机の配置、音響照明等の設備面を考慮いたしますと今年度の実施に最も適している会場は美郷町公民館ホールであると考えております。

また、交通手段や観光客の誘因について考えてみますと、どこの会場にしましても様々な町民や観光施設等の地理的位置関係からしてそれぞれに一長一短があります。よって、今年度の美郷カレッジの会場は「3つの密」が避けられる点と講演会会場としての環境面のよさを第一に考えまして美郷町公民館ホールにしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）3番、鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 今年度は公民館ホールで行いたいということでしたけれども、毎年60人ぐらいの参加者を募っていると思いますが、今年度はどれぐらいの人数を集めるつもりでいるのか伺います。

あとは、やはり仙南ですと六郷からも遠いですし、千畑の人からすればもっと遠いということがあります。バスなどを例えば用意するなどというお考えはあるのかどうか、その点についても伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再質問について、お答えいたします。

定員については、今年度5回実施予定しておりますが、全てを定員60名で予定しております。

それから、開催に当たってのバス等の運行についてであります。この辺についてはこれまでも検討してきておりますが、なかなか60名の定員の講演会ということと、土曜、日曜日のそういう面での町のバス運行がいろいろなほかの業者との兼ね合いでの問題もあるというようなことも含めまして、実施はなかなか難しいというふうに考えているところであります。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）3番、鈴木正洋君の再々質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） バスを出したりするのも、60名の定員ですので幾ら集まっても60人ですから、そのうち六郷・千畑からバスに乗っていく人は何人になるだろうかという効率のことを考えられてバス出すのは難しいということだと思いますけれども、実際に六郷の人で行きたいんだけども行けなかったという声があるわけですから、まあどこでやってもこれは一長一短あるということは私も理解しております。

ですので、ちょっと別なやり方で考えてみて、例えば今年コロナ騒動というのがありまして、インターネットを使ったリモート中継などというのが割とやりやすくなって、一般の人にも割と理解してもらえるようになったかと思えます。そういう例えばリモート、その講演会をリモート中継すると。例えば開催場所は美郷町公民館であってもいいと思えますけれども、例えば中央ふれあい館ですとか北ふれあい館などのテレビに、その講演会の内容をリモートで中継して足のない人にその会場で見ていただくというふうな対応はできないものでしょうか。どうでしょう、検討していただけないでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（福田世喜君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

ただいま提案については、これまで検討してないところでもありますので、検討して、その可能性を探ってみたいというふうに思います。

○議長（澁谷俊二君） 次の質問に移ります。

○3番（鈴木正洋君） それでは、続いて2問目ですが、withコロナ時代における地方回帰の流れを、より確実なものとするため県外の会社組織に所属してテレワーク勤務をする美郷町民を対象にかかる交通費など経費の一部を補助する制度を設けることはできないものか伺います。

今から約20年前、私は実際にテレワークをしていた経験があります。東京にあるシステム開発会社に私は勤務していましたが、両親が病気になったため秋田に戻ることを選択しました。会社には籍を置いたまま、約1年間テレワークで仕事をさせてもらえることになり、月に一度上京し

て必要な打合せなどを済ませて帰ってくるという月例のサイクルで仕事をしておりました。当時はまだ「テレワーク」という言葉は一般的ではなく在宅勤務と呼んでおりましたが、このテレワークをする際にかかる一番大きなコストが私の場合は上京する際に必要となる交通費と宿泊費でした。東京2泊3日の出張でざっと5万円といったところです。

参考事例といたしまして、遠距離通勤をする住民に通勤費の一部を補助している自治体というのがあります。埼玉県越谷市や茨城県石岡市、長野県佐久市、栃木県那須塩原市、新潟県湯沢町など東京まで新幹線で通える場所にあるところが多く、移住・定住者を増やすことなどを目的に補助を行っているとのこと。制度の詳細は自治体によって異なりますけれども、新潟県湯沢町の場合は最大で1か月5万円、最長10年間の補助が受けられるとのこと。これほど手厚く補助しても、それによって得られる住民税や地方交付税のメリットのほうが大きいと自治体は考えているようです。

仙台や東京などにある会社に美郷町から毎日通うことはできません。しかし、週1回や月1回だけ出勤すればよいテレワークなら仙台や東京などの会社に勤めたままいることができます。これまで無理だった美郷町で暮らせるようになりますので、町民が増える可能性があるということです。都会で暮らしている人は家賃や通勤定期代など生活のために必要な経費を毎月負担しているものと思います。テレワークが認められ、どこで仕事をしてよいことになれば、これまでどおり家賃と通勤定期代を払いながら都会で生活するか、それとも実家でテレワークをして月一度の交通費と宿泊費を払ったほうが得策か、住む場所を比較検討するようになると考えられます。テレワークに必要な経費の一部を補助してくれる制度があれば親の介護などの理由で故郷へのUターンを考えている人の背中を押すことになります。

以上、テレワーク勤務者に経費の一部を補助する制度を創設できないか見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご提案のテレワークに対する交通費の補助制度についてですが、交通手段や距離などの諸条件をなしに考えれば移住・定住のきっかけにつながる一つの施策であると存じます。

ただし、交通手段や距離を考えますと、かなり難しい課題に直面します。新幹線等の運行頻度や移動時間です。議員がご提示された事例は新幹線の運行が一定頻度ある、あるいは移動時間が1時間20分以内で首都圏に通勤が考えられる範囲の自治体となっているのが、そのあらわれだろ

うと思います。

また、事務的観点では企業が負担する通勤手当と自治体が支援する交通費補助の重複についての整理、支援をどこの距離で線を引くのかによって生ずる公平性の整理などの課題が生ずるものと思います。

また、幾らテレワークといたしても緊急に出社が必要な事態はあるでしょうし、その結果、毎日出社しなければならない状況が発生することも当然想定されます。となれば、現在他自治体で実施している施策はぎりぎり通勤可能な範囲にお住まいの方に対して、より勤務地に近いところに転居させないための支援、あるいは勤務地から離れて住みたい方に対して、ぎりぎり通勤可能な範囲として選んでもらうための支援と認識するのが現実的ではないかと存じます。

こうした認識を踏まえて美郷町の状況を考えますと、新幹線利用の前提で、緊急時に1時間1本の運行状況では選択余地がないこと、仙台市の場合でも前後移動を含めて最低2時間必要なことなどから、議員ご自身の経験された企業など絶対的に緊急的な出社がない企業であれば別ですが、そうでない場合には、仮に事務的な課題を解決してテレワークに交通費支援があるにしても、美郷町に住みながら例えば仙台市内の企業に勤務することは勤務者にとって厳しい選択肢ではないかと思えます。

また、企業の立場で考えますと、新型コロナウイルスワクチンや治療薬が開発された場合、現在のテレワークでの働き方を再度見直しする動きがないとも言えないものと思います。こうしたことを踏まえますと、現時点においてテレワークに対する交通費の補助制度を創設することは難しいものと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）3番、鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 現実的にいろいろ細かく考えると難しいということでしたけれども、この制度は余り細かく個別に考えては実現できないのではないのかなと。ただ、これからテレワークでもよいという流れは恐らく加速していきだろうと思えますし、まず難しく考えないと。難しく考えないで制度を設計するというので、例えば児童手当のような定額制で、例えば仙台の会社に所属する人であれば美郷町は月5,000円補助しますと。例えば東京の会社に所属する人なら月1万円を補助しますということがあれば、例えば会社から支給される通勤手当、住宅手当、交通費など、そういうのといろいろ並べてみて美郷町に住むのもできなくはないのかなというふうに検討を始める人が現れるかと思えます。難しく考えずにこういう定額制で制度をつくってはどうかと。今後の将来のテレワークの普及具合などを見ながら制度を設計していく気持ちはあるの

かどうか、その辺もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

公金を使った制度については、一見簡単そうな制度であっても難しく考えて責任を負うのが私どもの立場であります。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）3番、鈴木正洋君の再々質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） そうすると実現可能性はゼロということでしょうか。それとも私が考えている問題意識と趣旨を酌んで、何か別な形で都会に勤めている人を支援するような制度の実現につなげていくという考えはあるのかどうか、いま一度伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

世の中の物事について、絶対ない、ゼロ%であるということは存在しないものと思います。例えば仮に秋田新幹線がリニア化された場合、それはあり得るものと思います。ですので、ゼロということではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） これで3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 通告に基づき、一般質問いたします。

初めに新型コロナ対策について質問いたします。

緊急事態宣言が解除されましたが、ウイルスによる市中感染は続いており、いつまた感染者が増えるか心配する生活が続いています。第2波・第3波へのしっかりとした備えが必要なことは言うまでもありません。感染拡大防止のため感染者の早期発見に有効なPCR検査は、症状があるのに検査を受けられないなど多くの人が検査を受けられず重症化して手遅れになる事例も相次ぎ問題となってきました。そんなことが起こらないようにするためPCR検査の大規模な実施が求められています。このたびの6月県議会でもPCR検査体制を強化することが示されたようです。大仙市にPCR検査を行うドライブスルー方式の仮設診療所が設置されることになりました

が、これによってこれまでのように強い症状が現れた有症者だけ検査できるのではなく、感染が疑われる人、すなわち軽症者や無症状者も含め全ての濃厚接触者が速やかに検査を受けられる体制になるのか、なっているのかお伺いいたします。

住民からも希望すればすぐ検査を受けられるようにならないのかといった声もよく聞かれました。PCR検査、抗体検査を町内医療施設などで実施できる体制づくりはできないのかお伺いいたします。

特定定額給付金の給付率が、質問通告時よりさらに進んで98.6%とのこと。町の早い対応は町民から喜ばれています。申請期間は8月までとまだありますが、まだ申請していない世帯への働きかけなどについてどのようにお考えかお伺いいたします。

コロナ感染拡大の影響でアルバイト収入が大幅に減って困窮する学生が増えています。5人に1人が退学を検討するという調査もあるように学生生活が深刻な危機に直面しています。国の学生支援緊急給付金は申請要件の制約があり、金額も人数も不十分だとの声が出されています。県内では大仙市を初め小坂町、北秋田市、八峰町、三種町、井川町、八郎潟町、にかほ市など学生に対し2万円、5万円、10万円など現金給付の支援を決めています。町が行った県外の大学生へ特産品を送る応援事業ももちろん喜ばれていますが、さらなる支援策として全学生に対し、他自治体のように現金給付による支援を行うべきではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

これから台風や豪雨などの風水害が多発する季節をコロナ危機の中で迎えつつあります。地震も今年に入ってからも続いています。自然災害の発生時に開設される避難所は新たな感染クラスターになる危険性があります。防災問題の専門学会が新型コロナウイルスと自然災害の複合災害による感染者の爆発的増加を避けるため、従来とは避難の方法を変えなければならないと発信しています。クラスターを生まない避難体制を、どうつくっていくのが新たな課題となっています。今回の補正予算で避難所用間仕切り購入経費を計上していますが、3密回避の避難所運営と避難体制について、どのように検討しているのかお伺いいたします。

新型コロナ危機が続くもと、雇用危機が深刻です。総務省の労働力調査では非正規労働者が前年同月比で97万人減少しており、30代から40代の女性が一番減っています。シングルマザーや家計を支えているアルバイトなどが真っ先に切られています。新型コロナウイルス感染症の影響で休業を余儀なくされている、あるいは雇い止めになったなど雇用不安に陥っている町民に対して、町として何らかの支援が必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

小中学校の臨時休業に伴い、就学援助を受けている世帯への昼食代を支給する自治体が全国的に広がっていますが、当町での対応をお伺いいたします。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、仮設診療所についてですが、県内の二次医療圏ごとに10か所が設置されることになっております。大仙・仙北医療圏では議員ご承知のとおり県からの要請により、大仙市に設置されることが決まっており、美郷町民もその利用対象となります。

新型コロナウイルス感染症患者の急激な増加により、帰国者・接触者外来等の医療提供体制の運営に支障を生じさせないようにするとともに医療従事者の負担軽減を図り、当該感染症の疑いのある方が安心して受診できる体制構築を図る目的で、設置期間は7月から5か月間、状況に応じて週に1日から3日開設し、ドライブスルー方式でPCR検査を行うことになっております。

検査までの流れですが、帰国者・接触者相談センターから相談者の住所により管轄する保健所に連絡が入り、聞き取りした内容から症状が比較的軽いと判断された方を仮設診療所へ案内し、PCR検査を行います。また、かかりつけ医の判断で仮設診療所へ案内し、PCR検査を行うケースも検討中と伺っております。症状が比較的軽い段階で検査が受けられることに加え、かかりつけ医の判断で仮設診療所において検査が受けられるようになれば、今までより速やかにPCR検査を受けられる体制になるものと考えております。

なお、現在、大仙市と大曲仙北医師会が開設に向けて協議を行っており、詳しい内容は決定次第公表されると伺っております。

次に、町内の医療機関でのPCR検査についてですが、患者数が増大して医療提供に支障を来す場合は都道府県知事が厚生労働省と協議して対応することとされており、県内の一般医療機関がPCR検査を自由に行う体制にはなっておりません。そのため、現段階では町内医療機関での実施はできない状況にあります。

また、抗体検査についてですが、検査できる体制が整っている医療機関では独自に実施できることになっており、町内の医療機関に問い合わせたところ、実施している医療機関は1機関でした。抗体検査の実施については、県に申請及び結果報告の必要がなく、あくまで各医療機関の独自判断で実施することになっております。

次に特別定額給付金についてですが、6月16日現在での給付状況は先ほどの一般質問でもお答えしましたが、6,537世帯、19億260万円を支給しており、給付率は世帯換算で98.6%、人数換算で99.1%となっております。一方、88世帯163人の方は、まだ申請されていない状況です。

そこで、ご質問のまだ申請されていない方への働きかけについてですが、まず6月下旬、総務省が全県統一で地元紙に申請期限のお知らせを掲載することとしているほか、町としては申請期限の約1か月前である7月上旬に未申請者に対して郵送で申請期限のお知らせ、申請の勧奨を行うこととしております。加えて、独り暮らしの高齢者など申請手続きが分からないといった方には居宅介護支援事業所などとも連携しながら働きかけをしてまいりたいと考えております。

次に、学生を対象とする現金給付の支援についてですが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響のためアルバイト等ができずに学費や生活費が不足し、困窮している学生がいる旨の報道があることは承知しております。6月1日から受付をしている美郷町県外大学生等応援事業でも申請いただいた学生からのメッセージの一部にも、そうした旨を触れている方がいらっしゃるところです。

また、現在、大学等においてはオンラインによるリモート授業が多いと伺っており、多くの学生がこれまでとは違う学習形態や生活環境に直面しながら苦労して勉学に励んでいるものと認識しております。

こうした状況を踏まえるとともに国の特別定額給付金の給付から一定程度の時間が経過したことも踏まえ、町出身及び町在住の学生が引き続き新型コロナウイルスの影響に負けず勉学に励んでいくよう、既に実施している美郷町県外大学生等応援事業とは別の新たな給付制度について検討に入っており、今後しかるべき時期に臨時議会にて関係予算のご審議をお願いしたいと考えております。

次に、自然災害発生時における避難所運営についてですが、新型コロナウイルス感染症への警戒が続く中、大地震や豪雨などの自然災害が発生した際の避難所運営の在り方については、議員ご質問のとおり「3つの密」にならないような手だてを講じなければならないと考えております。

町の地域防災計画では、災害時に1次指定避難所3か所で、1人当たり2平米として最大670人の避難者を受け入れる計画としておりますが、新型コロナウイルス感染症対策においては、避難者が2メートル以上の距離を保てるレイアウト等を検討しているところです。また、避難者が十分なスペースを確保できない場合には2次指定避難所を開設するなど、可能な限り多くの避難所を開設するよう準備を進めてまいります。

また、避難所運営に必要な物資として、マスク、防護服、ビニール手袋、フェイスシールド、アルコール消毒液、ペーパータオル、非接触型体温計に加え、本定例会の補正予算案でご審議いただく避難所用間仕切りを準備し、避難所空間での感染予防及びプライバシー保護を図ってまい

りたいと存じます。

避難所の開設・運営については、担当する職員に対し、マスクやビニール手袋等の装着を義務づけ、感染防止を図るとともに受付時には検温等により健康状態を確認し、症状のある感染が疑われる避難者用に医療機関移送までの専用スペースを設けるなど、接触リスクを避けるレイアウトも検討してまいります。

なお、町民皆さんには避難に関連して日頃から防災マップ等で自分の家の安全性を確認してもらい、在宅避難や分散型避難として安全確保できる親戚や知人宅への避難、グラウンド等での短期間の車中泊など、災害の種類や規模に応じた対応可能な「3つの密」の回避策について意識喚起をしてまいりたいと存じます。

次に、雇用関係に対する支援についてですが、大曲・角館公共職業安定所管内の有効求人倍率は令和2年3月が1.25倍、4月が1.16倍でしたので、前月比0.09ポイント低下しております。また、大曲公共職業安定所に休業状況等を確認したところ、6月16日現在で国の雇用調整助成金の町内事業者の申請状況については17件、大曲公共職業安定所管内の大仙市及び美郷町における新型コロナウイルス感染症の影響による解雇は30名確認されております。

町ではこのような状況を見据え、雇用環境の改善を促すため、新型コロナウイルス感染症の影響により失業した町民を6か月以上の期間で雇用した中小企業や個人事業主に対し、町内事業者には雇用1人につき30万円、町外事業者には雇用1人につき15万円を交付する緊急雇用支援金を既に制度化しているところです。

また、企業の新卒者等の正規雇用を後押ししていくため、町内企業の人材確保を支援する企業人材獲得支援事業補助金について、今後新たな支援メニューを追加していくよう現在検討を行っているところです。

いずれ、町としては新型コロナウイルス感染症の影響による雇用動向を踏まえつつ、雇用不安の軽減につながる取組を進めてまいりたいと存じます。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 福田世喜君 登壇）

○教育長（福田世喜君） 先ほどの小中学校の臨時休業に伴い就学援助を受けている世帯への給食費の支援についてのご質問にお答えいたします。

初めに、今年度の就学援助の対象となる要保護認定者数は小学校1名、中学校1名の合計2名となっております。また、準要保護認定者数は小学校53名、中学校34名の合計87名であります。

このうち、要保護認定者については、生活保護法に基づき支給される教育扶助に給食費が含ま

れているため、給食費に関して町の助成はありません。

一方、準要保護認定者については、給食費を町で助成しております。

議員ご承知のとおり、5月6日までを期限とする緊急事態宣言が秋田県を含む全国に発出されたことにより、町内小中学校を4月23日から5月6日まで臨時休校としており、この期間、給食の提供を6日間休止といたしました。そして臨時休校に伴う授業日の回復措置としては、今年6月1日の開校記念日を授業日としております。さらに、本来の夏季休業期間である7月27日から29日の3日間と8月20日及び21日の2日間を授業日とする予定です。

そのため、準要保護認定者の児童生徒については、4月からの臨時休校により給食が6回なくなりましたが、休校分の回復措置により、新たに6日の授業日の実施、つまり6回の給食の実施となりますので、臨時休校に伴う給食費の支援については、現段階において考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）5番、泉 美和子君の再質問を許可いたします。

○5番（泉 美和子君） 雇用不安のことについてお伺いいたします。

雇用不安の軽減につながる取組をしていくというご答弁でしたので、ぜひお願いしたいと思いますが、町で行っている支援制度は、事業者に対する支援というのが一つあるわけですが、私が主に強く思うのは、今のコロナのことで失業など不安を抱えている人に対して、直接事業者でなくそういう町民の方に対する何か支援がないのかというそういうことで、例えばこういうことを行っている自治体もあるようです。群馬県の大泉町では生活支援パッケージということで離職者等一時金給付事業というのを行って派遣切りや雇い止めに遭った人に対して2万円を支給している。それから弁護士による無料相談会なども行っているということなので、ハローワーク等のいろいろな支援もありますけれども、こういうのをぜひ町として取り組んでいただきたいなと思ったところですが、その点など、この点についてお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いいたします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員ご提示の大泉町の生活支援パッケージというのを承知しておりませんが、多分大泉町というのは海外の労働者を多く受け入れている、海外の方が多いところと認識しております。各地域によって置かれた環境が大きく違いますので、美郷町においてどうかというのは単純な比較はできないというふうに思っています。

また、離職された方については通常失業保険が対象となると存じますので、そうした既存の国が実際運用している各種制度状況等を照らし合わせて総合的な判断が必要なものではないかというふう認識しております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 敬老会について質問いたします。

今年はコロナコロナでいろいろな催物が中止になり、楽しみがなくなって寂しいという町民の声もよく聞かれます。そういう中で町でも敬老会を中止するという方針が示されました。これまで長年にわたり社会発展のために地域に貢献してきた方々に感謝の気持ちを伝えるため記念品の贈呈などの取組は必要だと考えますが、どのように検討されているのかお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町では長年にわたり社会の発展に貢献してこられた高齢者に敬意を表し、健康で自立した生活を継続していただけるよう3地区において敬老会を開催し、記念品の贈呈や介護予防の講演会などを行ってきました。敬老会には招待者本人や代理の家族の方が記念品を受け取りにきてくださり、例年3,000人以上が関わっていただいております。

今年は議員ご説明のとおり新型コロナウイルス感染症の発生により高齢者の感染リスク排除を最優先することとし、やむなく敬老会の中止を決定したところですが、町の高齢者に対する敬愛の気持ちに変わりはありませんので、会は中止するものの対象者に対する記念品については贈呈する方向で現在検討しているところです。

贈呈方法については、感染リスクの低減を図るため記念品配布の会場を設置する方法ではなく、記念品の選定等に制約が生じますが、個別に配送する方法を検討しております。

なお、来年度以降については、新型コロナウイルス感染症の状況、及び国が示した「新しい生活様式」を踏まえて改めて考えてまいります。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩します。

（午前11時03分）

(午前11時13分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇内 田 清 文 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、4番、内田清文君の一般質問を許可いたします。内田清文君、登壇願います。

(4番 内田清文君 登壇)

○4番（内田清文君） 通告に基づき一般質問を行います。

立候補時の考えをお伺いしますが、美郷町長に立候補した際には選挙で当選しましたが、その当時どのような主張でマニフェストを掲げて立候補したのか伺います。

さらに、今年11月に任期満了に伴い町長選挙がありますが、出馬する予定はあるか伺います。もしこのまま出馬するとすれば、どのような考えのもと出馬するのか伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成16年11月に行われました町長選挙においては、私は7つの選挙公約を掲げております。

地域融和、町の勢い、町勢活性化、人づくり、農業商業振興、福祉充実、教育充実、生活基盤充実の7項目です。それぞれに具体的な取組を掲げておりますが、政策の目標数値や実施期限、財源などを具体化したマニフェストは出しておりません。

当選させていただいた後、私にとって初めての町議会である平成16年第2回定例会において、選挙公約を核心に据えて負託をいただいた4年間における自分の考えや信念を述べる所信表明をしておりますので、抜粋して要旨をお伝えいたします。

行政運営に対する信念は「公平」「誠実」「展望」であり、常に意識していくキーワードは「融和」と「前進」であると述べております。その上で町内の融和を目指して交流しやすい行事等を開催していくこと、町の勢いの町勢活性化を目指して地域交流や秋田国体に伴う人的交流を大切にすること、人づくりとして芸術文化を初めとした各種催しを開催すること、教育環境の充実として学校間交流や研修等を推進すること、住みよさに向けた福祉の充実として子育て支援策や高齢者の生きがい支援策を講ずること、農業振興として美郷ブランドの確立や生産体制に特徴を持たせること、商工業振興として需要拡大につながる支援や異業種間のネットワーク構築など特色をつくること、生活基盤整備として安全安心につながる施設整備や交通網整備に意を払うこと、

そして町民の視点を大切にしながら行政の説明責任を果たすため、できる限り町民に目的などをお伝えしていくと述べております。

この所信表明を踏まえ、毎年度3月定例議会において施政方針を表明し、具体的な施策展開をしてきております。

次に、私の今後についてのお尋ねですが、現在私は新型コロナウイルスへの対応に全力を挙げて取り組んでおります。日々の状況の変化に細心の注意を払うとともに状況に合わせた適時適切な対応を常に考え、実践に注力しているところです。今般の新型コロナウイルスはこうした姿勢と対応が求められる厄介で影響力の大きい存在であると私は認識しております。そのため、今後も引き続き新型コロナウイルスへの対応を優先しながら、自らの出处進退については、しかるべき時期に明確にしていきたいと思います。と存じます。

なお、現時点での意識では、次の町長選挙を前向きに捉えているところです。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、4番、内田清文君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

19日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

(午前11時18分)